

第2次銚田市教育大綱

(令和3年度～令和7年度)



令和3年3月策定

銚田市・銚田市教育委員会

はじめに

このたび、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、平成28年に策定した「銚田市教育大綱」が対象期間の終了を迎えます。今回の第2次銚田市教育大綱は、現行のものを引き継ぎながら、推進体制の整理、そして、さらに力を入れて取り組んでいく内容を示したものです。

なお、平成27年の第1回の総合教育会議の開催以降、協議事項を限定せず、統合小学校の進捗状況、放課後児童クラブの運営、幼児教育のあり方など様々なテーマで、教育委員の皆さんと議論を重ねてまいりました。

その間、統合小学校である銚田北小学校、銚田南小学校が開校を迎えました。さらに、各学校の普通教室等へのエアコンの設置、学校ICT環境の整備、早期の小学校への英語指導員の配置、体育施設や社会教育等複合施設、公民館、図書館の充実、文化財の保全、学校給食の安全強化など、教育施策の推進に努めてきました。

急速に進む技術革新によるICTの変化やグローバル化の進展、少子高齢化の進行による人口構造の変化、新型コロナウイルス感染症への対応などにより、子ども、教育を取り巻く環境はより一層変わってきております。このような中で、今後もこれまで以上に時代の変化に的確に対応し、さらなる教育環境の充実を図っていく必要があります。

豊かな自然の中で育った銚田の子どもたちには、夢と希望を持ち、その実現に向けて努力し、一人ひとりの個性を大切に成長してほしいと切に思うところであります。さらに、子どもたちには、この郷土銚田を愛し、そして誇れるように成長してほしいと心から願っています。

子どもたちは、銚田の宝であり、そして未来への希望です。子どもたち一人ひとりが健やかに成長し、社会で生き生きと活躍できるよう家庭、地域、学校、行政が一丸となり「オール銚田」で銚田の教育を推進していきましょう。

令和3年3月

銚田市長 岸田 一夫

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	教育大綱策定の趣旨	
2	教育大綱の位置付け	
3	教育大綱の対象期間	
第2章	教育理念	3
第3章	基本方針	3
第4章	推進体制	5
第5章	4つの基本目標	7

第1章 計画策定にあたって

1 教育大綱策定の趣旨

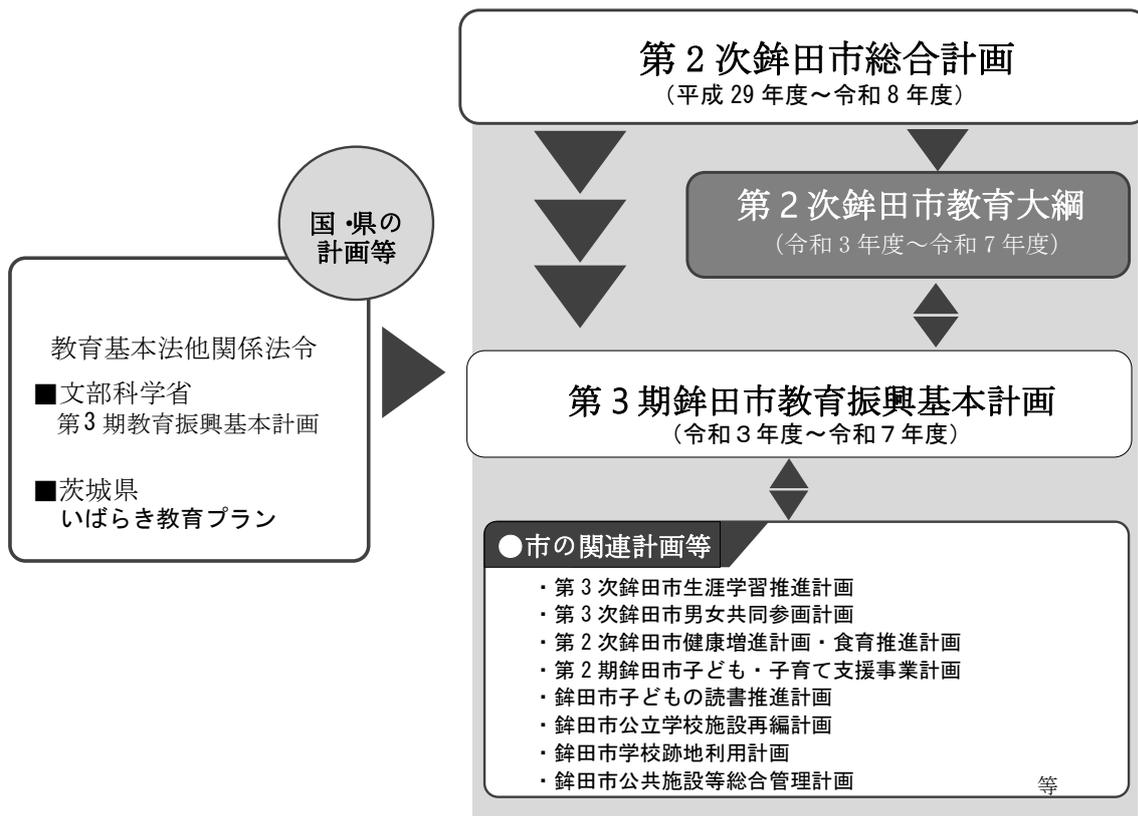
教育大綱は、平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下、「改正地方教育行政法」という。）」第1条の3に規定されるもので、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の基本となる方針を定めるものです。

なお、大綱策定に当たっては、改正地方教育行政法第1条の4第1項に基づき、市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議・調整することとしています。

2 教育大綱の位置付け

現行の「銚田市教育大綱」は、国の教育振興基本計画を参酌し、「銚田市教育振興計画2014～2018」を基本に、総合的な教育施策の目標や施策の基本となる方針を定めるために策定しました。

今回、現行の銚田市教育大綱を踏襲しつつ、第3期銚田市教育振興基本計画（令和3年度～令和7年度）を基本に、銚田市における総合的な教育施策の理念及び基本方針を示すものです。



3 教育大綱の対象期間

本大綱は、令和3年度から令和7年度の5年間を対象期間としますが、今後の社会情勢等の変化を踏まえ、毎年、総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じて適宜見直しを行います。

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
第2次銚田市総合計画		基本構想：10年間										
基本計画		前期計画（平成29～令和3年度）					後期計画（令和4～令和8年度）					
銚田市教育大綱		第1次（平成28～令和2年度）				第2次（令和3～令和7年度）						
銚田市教育振興基本計画		第1期		第2期		第3期（令和3～令和7年度）						
いばらき教育プラン（県）												
第3期教育振興基本計画（国）												

第2章 教育理念

<教育理念>

「～夢と希望をもち、未来を拓く心豊かな人づくり～」

銚田市民として、夢と希望を持ち、その実現に向けて努力し、知・徳・体の調和のとれた、未来を拓く人間性豊かな人づくりに努めます。

また、水と緑に囲まれた郷土銚田を愛し、心の豊かさや環境との共生を考え、国際社会に貢献できる人づくりを目指します。

創意ある学校づくりを通し、各学校が家庭・地域との協力を図りながら、自然を十分生かした教育活動の展開を図り、心豊かな人づくりを目指します。

第3章 基本方針

<基本方針>

教育理念を実践していく上で、次の4つの方針を掲げます。

さらに、この基本方針のもと、「銚田への誇りと豊かな創造力の醸成」を重視し、子どもたちの郷土である銚田に対する誇りを醸成するとともに、急速に進む技術革新によるICTの変化や、グローバル化への対応と生涯にわたる学びを実践するための豊かな創造力の醸成を図ります。

方針1 ひとりひとりの知性を磨き、夢の実現に向けて努力する態度を育てる 『知育「確かな学力」の育成』

知育の視点である一人一人の個性を尊重し、互いに知性を磨き合い、生きる力の育成に努めます。

そのためには、一人一人のつよさや可能性を最大限に伸ばし、確かな学力と豊かな感性をはぐくみます。そして、一人一人が未来に夢や希望をもち、夢の実現に向けて、自ら努力を続ける態度を育てます。

方針2 互いの人格を尊重し、共に支え合う豊かな心をはぐくむ 『徳育「豊かな人間性」の育成』

徳育の視点である人間尊重の精神に基づき、互いの人格や生命を尊重し、共に支え合う豊かな人間性の育成に努めます。

そのためには、礼儀、感謝、思いやりの心を大切にし、互いに協力し助け合う態度を学校、家庭、地域社会が連携して育てます。

方針3 心身共に健康で、たくましく生きる力をはぐくむ
『体育「健やかな体」の育成』

体育の視点であるスポーツや運動に親しみ、自己の健康づくりに励み、たくましく生きる力の育成に努めます。

そのためには、心と体を一体として捉え、楽しみながら心身の健康の保持増進に努め、たくましく主体的に生きる意欲や態度を育てます。

方針4 郷土を愛し、勤労と責任を重んじ、国際社会に貢献する態度を育てる
『郷土愛「国際社会に貢献する人材」の育成』

郷土愛の視点である「郷土鉾田」は豊かな自然に恵まれた地域です。市民一人一人が郷土に誇りをもち、国際社会に貢献する態度の育成に努めます。

そのためには、郷土への正しい理解を深め、社会人としての責任を自覚し、勤労に励み、社会に貢献できる態度を育てます。

【参考：国の第3期教育振興基本計画】

(個人と社会の目指すべき姿)

<個人> 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成

<社会> 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展

(教育政策における基本方針)

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
3. 生涯学び、活躍できる環境を整える
4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
5. 教育政策推進のための基盤を整備する

第4章 推進体制

「家庭・地域・学校・行政の連携・協働

～“オール銚田”で進める銚田の教育～」

すべての子どもたちが、持続可能な社会について考えを深めながら、社会の担い手として生き生きと活躍できるよう“オール銚田”で銚田の子どもを育むため、家庭・地域・学校・行政が地域の実情に応じた役割分担のもとで、連携、協働して取り組んでいきます。

【家庭の役割】

「教育の原点は家庭教育にある」と言われるほど、家庭は、人格形成のための出発点として重要な役割を担っています。

家庭は、子どもたちを温かな心で優しく包みながら、健やかな成長を支えるとともに、社会を生き抜く力、社会のルールや物事の善悪を判断する力などを身に付けるための教育を実践する場であり、基礎を築く責務を有しています。

- ① 社会の規律や他人への思いやり、公正な判断、倫理観などを身に付ける家庭教育の実践
- ② 心身の健全な発達に資する望ましい生活習慣の定着
- ③ 社会の変化や流れを読み取れる能力の育成
- ④ 地域活動などへの参加による連帯感の醸成
- ⑤ 保護者向け学習会への参加による家庭の教育力向上

【地域の役割】

子どもを中心とした地域の連携を進めていくためには、地域全体で、家庭教育や学校教育を支援し、地域ぐるみで子どもたちの健全な育成を図り、地域の教育力の向上と推進体制づくりやその強化を図ることが必要です。

- ① 地域の自然や伝統文化に触れながら多種多様な体験ができる機会の創造
- ② 様々な社会的役割や経験を持つ各世代の人々との交流機会の提供
- ③ 各種ボランティア活動などを通して、資質や能力の向上を図るとともに個性を発揮する機会の提供
- ④ 学校との連携や地域の一体感の強化
- ⑤ 子どもたちが安心して活動できる安全な地域づくり

【学校の役割】

学校は、すべての子どもたちが社会で生きていく上での「知・徳・体」の育成にバランス良く取り組み、発達段階に応じた教育を実践することで、健やかな心身の発達を図ることが必要です。

- ① 楽しくわかる授業の実践に努めるなど、教職員の指導力・資質の向上を図ることによる子どもたちの確かな学力の育成
- ② いじめ・不登校などの予防及び早期発見，早期対応
- ③ 特別な配慮を必要とする児童生徒への教育環境の整備や学習支援
- ④ 体験活動を通じた心の教育の重視と善悪の判断力や、望ましい社会性を育む教育の推進
- ⑤ 開かれた学校づくりを目指す各学校の実態に応じた特色ある学校づくり
- ⑥ 児童生徒が安心して学習できる安全な環境づくりの推進

【行政の役割】

行政は、家庭・地域・学校がその役割を十分果たせるように、取り組むべき施策を総合的・体系的に位置づけ、支援を行います。

また、教育の機会均等や教育水準の維持向上を図るため、国や県に支援や指導を求めるとともに、適切な役割分担の下に相互が連携・協力しながら、様々な施策に取り組みます。

【参考】

◆国の役割

教育の機会均等や教育水準の維持向上について最終的な責任を負うとともに、次の役割を果たすための措置を講じる。

- ・教育に関する基本制度の枠組みの設定
- ・全国的な基準の設定（学校等の設置基準，学習指導要領など）
- ・教育条件整備に関する支援（施設整備への国庫補助など）
- ・教育の適正な実施のための支援措置（指導，助言，援助，研修など）
- ・教育振興に向けた社会全体への普及啓発

◆県の役割

国の権限委譲などに基づき、地域コミュニティとの協働関係を重視しつつ、地方の創意工夫を促すための環境整備を図るとともに、次の役割を果たすための措置を講じる。

- ・広域的な処理を必要とする教育事業の実施
- ・市町村における教育条件整備に対する支援
- ・市町村における教育事業への支援措置（指導，助言，援助，研修など）

第5章 4つの基本目標

目標1 「子どもの個性を伸ばし生きる力を育む，学校教育の推進」

子どもたちが，夢や希望を持って自らの人生を切り拓き，将来にわたって主体的に生きていくために，確かな学力を身に付け，豊かな心を育成するとともに，健康な体づくりの基礎を築き「生きる力」をバランス良く育みます。

- 確かな学力の育成
- 豊かな心の育成
- 健やかな体の育成
- 幼児教育の充実
- 一人一人に応じた指導や支援の推進
- 社会の変化に対応する教育の推進

目標2 「子どもたちの学びを支える環境の充実」

未来を担う子どもたちが，安全・安心な環境で学び生活できるよう，魅力ある学校づくりを推進するとともに，家庭・地域・学校が連携した開かれた学校づくりを推進します。

また，学校の適正規模及び配置，施設等の整備について計画的に推進します。

- 教育環境の向上
- 児童生徒の安全確保
- 開かれた学校づくりの推進

目標3 「郷土の自然・伝統・文化を継承し，生涯を通して学び，活躍できる環境の充実」

心豊かな暮らしが実現できるよう，市民の誰もが学びあえる生涯学習機会の充実を図り，学んだことを生かせる社会づくりを推進します。

郷土に根ざした伝統文化を受け止め，後継者の育成や保存・継承するための教育を推進するとともに，文化芸術団体との連携や協力を図りつつ，子どもたちが文化芸術に触れる機会の提供を推進します。

- 生涯学習活動の活性化
- 図書館機能の充実
- 青少年健全育成の推進
- 文化・芸術活動の活性化
- 文化財の保護・啓発

目標4 「生涯を通して楽しめるスポーツ・レクリエーション環境の充実」

学校や地域における子どもたちのスポーツ機会の充実を図るとともに、生涯スポーツ社会の実現に向け、ライフステージに応じて、年齢や性別、障害などを問わず、誰もがスポーツに親しむことができるようスポーツ環境の整備を進めます。

- スポーツ・レクリエーション活動の推進
- スポーツ・レクリエーション施設整備・充実